

県北広域振興局長告示第43号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年6月28日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市田屋町第2地割40番6、41番10、41番11及び41番12並びに41番10地先認定外道路及び認定外水路並びに41番11地先認定外水路	44.73	4.00	平成28年6月10日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。